

愛西市就業体験学習（インターンシップ）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、愛西市（以下「市」という。）が、学生に対して、市における就業体験学習（インターンシップ。以下「実習」という。）の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び市政への理解を深めることを目的として実施する、愛西市インターンシップ制度について必要な事項を定めるものとする。

（実習生）

第2条 愛西市インターンシップ制度により実習を行う学生（以下「実習生」という。）は、大学院、大学、短期大学（以下「大学等」という。）に在籍する学生で、次に掲げる事項に該当する者とする。

- （1） 意欲を持って、実習に取り組むことができる者
- （2） 市の服務規律を遵守することができる者

（受入れ手続）

第3条 市長は、実習生を受け入れることのできる部署名等を市ホームページ等によりあらかじめ掲示するものとする。

2 実習を希望する学生は、就業体験学習（インターンシップ）申込書を市長に提出するものとする。

3 市長は、提出された申込書を審査し、市の業務に支障がないと見込まれるときは、受入れの決定をするものとする。その場合、市長は、受入れの可否を大学等に通知するものとする。

4 実習生を受け入れることとなった部署の課長等は、指導員を指定するものとする。指導員は、実習に対する実習計画を作成する等の方法により、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。

5 実習生は、実習期間終了後に実習内容に関する報告書を作成し、指導員に提出するものとする。ただし、実習生が大学等に実習に関わる報告書等を提出する場合は、その写しの提出をもって代えることができる。

（協定書の締結）

第4条 市長と大学等は、実習生の受入れを決定したときは、この要綱に従い協定書を作成し、各々一通を保有するものとする。

（実習の期間）

第5条 実習の期間は、原則として8月中で3日～5日程度の期間とし、受入先の部署の実情により市長が決定するものとする。

（実習の時間）

第6条 実習の時間は、原則として、市職員の勤務時間に準ずるものとする。ただし、実習の内容により特に必要と認められ、あらかじめ実習生が同意した場合には、この時間の範囲外に実習を行うことができるものとする。

（報酬等）

第7条 市長は、実習生に対して、報酬・給料、手当、実習の実施に伴う交通費、食費その他実習に伴う一切の金品を支給しない。

(服務等)

第8条 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習期間中、実習生は地方公務員としての身分は保有しないが、服務については、原則として市職員の服務に準ずるものとし、実習に専念するとともに、指導員の指導・監督、市職員が遵守すべき法令等に従わなければならない。
- (2) 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 実習生は、実習中に知り得た個人情報等を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。また、実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合は、事前に市長の承認を得なければならない。
- (4) 実習生は、正当な事由により、予定されている実習を受けられない場合は、あらかじめ指導員にその旨連絡し、その指示に従うものとする。
- (5) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。

(誓約)

第9条 実習生は、市長に対して誓約書を実習開始の日までに提出しなければならない。

(実習の中止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が、第8条の規定に違反した場合
- (2) 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実習の目的を達成することが困難であると認められる場合

(災害補償)

第11条 実習生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険その他傷害保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。

- 2 実習生が、実習により傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償する。
- 3 実習生が、市又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、実習生の加入する保険により補償する。
- 4 第2項及び第3項の規定に基づく保険の利用等に関する必要な手続は、大学等で行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に関し疑義が生じる等の問題が生じた事項については、市長、大学等及び実習生が協議して決定するものとする。